

京 議 号
平成 26 年 9 月 24 日

全国 B 型肝炎訴訟北海道弁護団事務局 様

京極町議会議長 菊地 篤志

意見書の送付について

本町議会第 3 回定例会で、下記意見書が議決となりましたので、その写しを送付します。

記

件 名

(1) ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

議決年月日 平成 26 年 9 月 19 日

ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国において、ウィルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであることは、肝炎対策基本法等でも確認されており、国の法的責任は明確となっている。

ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、対象がB型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アノログ製剤治療に限定されているため、助成の対象から外れている患者が相当数存在し、特に肝硬変、肝がん患者は高額な医療費の負担ばかりか、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しく、亡くなる直前まで認定されないといった実態が報告されるなど、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もされている。

他方、特定B型肝炎ウィルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時に「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、国においては、肝硬変、肝がん患者の医療費助成を含む生活支援について、具体的措置が講じられていない状況にある。

よって、国においては、肝硬変、肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっています、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であることを踏まえ、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. ウィルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. ウィルス性肝炎患者に係る障害認定基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日

北海道虻田郡京極町議会

議長 菊地篤志

【提出先】

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣